



令和6年3月21日

行方市長 鈴木周也様

行方市情報公開審査会
会長 百瀬勝朗



行政文書不開示決定処分に係る意見の求めについて(答申)

令和6年2月6日付け行総第328号で当審査会に諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

行方市長(以下「実施機関」という。)が令和5年11月21日付け行事第269号により行った不開示決定処分は、妥当である。

2 審査請求及び審査の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年11月6日、行方市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条の規定に基づいて、実施機関に対し、「霞ヶ浦ふれあいランド・水の科学館に関する官民連携可能性サウンディング調査 情報提供者(40社)一覧及び提案提供者一覧、受付事業者と実施事業者一覧」の開示を請求(以下「本件請求」という。)した。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書を特定した。
- (3) 実施機関は、条例第7条第3号アの規定に基づき、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため不開示決定を行い、令和5年11月21日付けで審査請求人に通知した。
- (4) 審査請求人は、令和6年1月15日付けの審査請求書により、実施機関に対し、不開示決定処分の取り消し裁決を求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- (5) 当審査会は、本件審査請求について令和6年2月6日付けで実施機関から条例第20条の規定に基づく諮問を受けた。

- (6) 当審査会の本件審査に際し、実施機関から、令和6年1月31日付けの弁明書及び審査請求人から行方市長宛て提出のあった令和6年2月9日付けの反論書の提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 霞ヶ浦ふれあいランド・水の科学館に関する官民連携可能性サウンディング調査に関する(1)情報提供者(40社)及び提案提供者、(2)受付事業者と実施事業者は、公共事業としてインターネット上でも募集が行われたものであり、なおかつ、上記情報提供者及び提案提供者並びに受付事業者と実施事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないことは全く明白である。
- (2) 本件請求に係る行政文書を開示することによって、当該法人等の公正な競争上の地位及び協力関係を害するおそれがあるという性格の情報ではない。
- (3) 実施機関の不開示決定処分は、害するおそれがあることの証明もないため不適當である。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人が開示を請求した「霞ヶ浦ふれあいランド・水の科学館に関する官民連携可能性サウンディング調査」の募集に際し、市からの情報提供者(40社)、当該調査に係る提案提供者、受付事業者及び実施事業者の一覧を不開示とした処分については、募集情報を提供されたが提案を提出しなかった法人等及び実施事業者の特定に至る文書である。
- (2) 提案提供者に係る協力企業であることを特定される文書が公開されることにより、当該法人等の公正な競争関係における地位及び協力関係を害するおそれがあるため、不開示としたものである。

5 審査会の判断

- (1) 行方市情報公開条例第7条第3号アで規定する、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれについては、行方市特有の規定ではなく、他の自治体の情報公開条例にも同様の規定がある。
- (2) 国の指針によると、利益を害することについては、法人の性格、権利・利

益の内容、法人等と行政との関連性等を十分に考慮しながら、個別・具体的に判断する必要があるとされていることから、情報の不開示によって守られる法人の利益の保護をはじめ、憲法上で保護された権利、当該情報が公開されることによる住民の受け止め方、当該情報の性質、公開することによる行政と法人との信頼性・関係性なども十分に考慮される必要がある。

- (3) 本件請求における情報提供者は、不開示情報に該当すると思慮され、情報提供者が市から情報提供をされているという情報は、公に明らかにされている情報ではなく、情報の流通性や性質からすれば秘匿性が高いと判断される。
- (4) 市から募集情報の提供を受けたにも関わらず、提案を提出しなかった法人等は、官民連携について消極的な企業であると捉えられてしまい、企業価値が下がる可能性があるため、営業の自由等の重要な権利に制約が生じるおそれがある。
- (5) 提案提供行為についての公開は想定されておらず、一方で、市民の受け止め方として、市から募集情報を提供されている法人等は、官民連携事業に参加することが当然であると受け止められてしまうおそれがある。
- (6) 提案提供した協力企業からすれば、官民連携の可能性について提案しただけであるにもかかわらず、市民から、実施事業者であると誤解されるおそれがあり、当該協力企業にとっても調査に参加した趣旨と齟齬が生じてしまうおそれが生じ、今後、同じような市の調査事業には協力しないということになりかねず、行政との信頼関係が損なわれるおそれがある。
- (7) 競争上の利益の観点からすると、情報提供していない業者及び提案提供していない業者は40社以上存在するのであり、情報提供・提案提供している業者が公開されることにより、情報提供していない業者及び提案提供していない業者が、霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業に関する官民連携事業に今後介入することをためらってしまう可能性があり、市場の過疎性を生じるおそれがある。
- (8) 受付事業者と実施事業者については、明確な定義づけはなく、開示にはあたらないと思料される。
- (9) 以上のことから、情報提供者40社、提案提供者、受付事業者及び実施事業者に係る記載された文書については、行方市情報公開条例第7条第3号アに掲げる情報が記録されていることから、開示するべきではないと考える。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。